

令和8年第1回三鷹市議会定例会提出議案概要

| 番 号 | 件 名 及 び 内 容 |
|-----|--|
| 1 | <p>認知症とともに生きるまち三鷹条例（制定）</p> <hr/> <p>1 前文（要旨） 認知症は誰もが向き合う身近なものであり、市は、人権を尊重するまち三鷹条例の理念にのっとり、認知症になっても希望を持って自分らしくあり続けられる環境を整える責務を有する。この認識の下に、市民及び事業者等と協力し、認知症をめぐる不安の解消と社会通念上の障壁の見直しを図りつつ、一人ひとりの尊厳を重んじ、支え合う豊かな地域社会を育み、「認知症とともに生きるまち三鷹」を実現するため、この条例を制定する。</p> <p>2 目的 認知症に関する施策について、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって誰もが安心して自分らしくあり続けることができる社会を実現することを目的とする。</p> <p>3 定義 認知症その他の用語について定義することとした。</p> <p>4 基本理念 (1) 認知症の人（以下「本人」という。）及び家族等の意思が尊重され、不当な差別的扱いや誤解を受けることなく、自分らしくあり続けられること。 (2) 本人が、地域の一員として経験や個性を生かして主体的に活動し、まちづくりに関わること。 (3) 市民と事業者等が、認知症への正しい理解を深め、自分事として支え合う環境を整えること。 (4) 家族等の生活と健康が、本人とのつながりを保ちつつ、等しく守られること。</p> <p>5 市の責務 市は、基本理念にのっとり、本人及び家族等の意見を尊重しながら誰もが自分らしく安心して暮らし続けられるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。</p> |

6 市民の役割

市民は、認知症を自分たちの課題として捉え、誰もが暮らしやすい地域づくりに協力するよう努めるものとする。

7 事業者等の役割

事業者等は、従業者が認知症への理解を深める機会を設けるとともに、本人及び家族等が安心して利用できるサービスを提供し、並びに本人及び家族等の就労その他の社会参加を継続できるよう配慮に努めるものとする。

8 基本施策

(1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発及び教育並びに本人及び家族等による体験や意見の発信への支援

(2) 本人及び家族等の希望や関心に応じた社会参加の機会並びに地域において交流できる場の確保

(3) 早期発見及び早期診断に資する体制の整備並びに状態に応じた適切な支援を早期から受けるための施策の充実

(4) 本人の意思決定支援及び成年後見制度の利用促進等による権利擁護の推進

(5) 本人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための包括的な相談支援体制の整備

(6) 家族等の精神的及び身体的な負担の軽減並びに生活の安定を図るための支援の充実

(7) 認知症の特性に配慮したわかりやすいデザインによる環境整備の推進

(8) 関係機関等と連携した調査及び研究による認知症施策の効果的な推進

9 推進計画の策定等

(1) 市長は、条例の目的を達成するため、認知症施策の推進に関する計画を定めるものとする。

(2) 推進計画の策定に当たっては、あらかじめ三鷹市健康福祉審議会の意見を聴かなければならないものとする。

(3) 推進計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ関係機関等と協議を行うとともに、本人及び家族等の意見を反映するよう努めるものとする。

(4) 市長は、定期的に推進計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

10 その他財政上の措置及び委任について定めた。

11 施行期日

令和8年4月1日

| | |
|----------|---|
| <p>2</p> | <p>三鷹市における平和施策の推進に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 題名の改正 題名を「三鷹市平和推進条例」に改めることとした。</p> <p>2 平和事業の拡充 平和を考え行動する文化の振興及び顕彰について、平和事業に追加することとした。</p> <p>3 「三鷹市平和の日」の制定 11月30日を「三鷹市平和の日」とし、同日を中心として、平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るための事業を実施することとした。</p> <p>4 平和文化功労者の顕彰 平和に関する顕著な功労のあった者を「三鷹市平和文化功労者」として顕彰することができることとした。</p> <p>5 その他規定を整備することとした。</p> <p>6 施行期日 令和8年4月1日</p> |
| <p>3</p> | <p>地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例</p> <hr/> <p>1 規定の整備 地方自治法の一部改正に伴い、次の条例について、引用する条番号を改めることとした。</p> <p>(1) 三鷹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例</p> <p>(2) 三鷹市下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>2 施行期日 令和8年9月24日</p> |

| | |
|----------|---|
| <p>4</p> | <p>三鷹市行政手続条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 聴聞の通知方式の見直し 行政手続法の一部改正を踏まえ、不利益処分の対象者等の所在が判明しない場合の通知について、インターネット等により閲覧することができることとした。</p> <p>2 その他規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日 令和8年5月21日等</p> |
| <p>5</p> | <p>三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 休暇名称の見直し 「生理休暇」の取得への心理的抵抗感を緩和するため、名称を「健康管理休暇」に改めることとした。</p> <p>2 施行期日 令和8年4月1日</p> |
| <p>6</p> | <p>三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 管理職給与の見直し 管理職の職務の困難化や高度化を踏まえ、次のとおり給与の見直しを行うこととした。</p> <p>(1) 給料表の改定 行政職給料表(1)の4級（課長職及び課長補佐職職員）について、現行の初号から水準を引き上げ、1号給408,800円～61号給482,300円（現行：1号給325,100円～97号給482,300円）に改めることとした。</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>(2) 管理職手当支給額の見直し 管理職手当の支給額について、当該管理職の属する行政職給料表(1)の職務の級における最高の号給の給料月額(4級:482,300円、5級(部長職職員):561,400円)の100分の25を超えない範囲内において市規則で定める額とすることとした。</p> <p>2 通勤手当の見直し</p> <p>(1) 駐車場等の利用に係る手当の新設 自動車等を常用して通勤する職員に対し、月額5,000円を上限として駐車場等の利用に係る手当を支給することとした。</p> <p>(2) 自転車、自動車等の交通用具を使用して通勤する職員に係る通勤手当について、市規則で定めることとした(100km未満の使用距離について区分を追加し、区分ごとの支給額を改定)。</p> <p>3 その他規定を整備することとした。</p> <p>4 施行期日 令和8年4月1日</p> |
| 7 | <p>三鷹市市税条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 公示送達の見直し 地方税法の一部改正に伴い、公示事項についてインターネット等により閲覧することができることとした。</p> <p>2 その他規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日 規則で定める日</p> |
| 8 | <p>三鷹市手数料条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 建築基準法施行令の一部改正に伴う規定整備 建築基準法施行令の一部改正に伴い、引用する項番号を改めることとした。</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う規定整備 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正（題名改正を含む。）に伴い、引用する法律名及び条項番号を改めるとともに、手数料を徴収する事務に建築物の各部分の高さに関する特例許可申請の審査事務を追加することとした。</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p> |
| <p>9</p> | <p>三鷹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 公示送達の見直し 地方税法の一部改正に伴い、公示事項についてインターネット等により閲覧することができることとした。</p> <p>2 施行期日 規則で定める日</p> |
| <p>10</p> | <p>子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 特定乳児等通園支援事業の運営基準 こども誰でも通園制度における特定乳児等通園支援事業（乳児等支援給付費の支給に係る事業）の運営に関する基準について、規則で定めるほか、内閣府令で定める基準によることとした。</p> <p>2 施行期日 令和8年4月1日</p> |

| 11 | <p>三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 子ども・子育て支援納付金課税額の新設 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額等を定めることとした。</p> <p>(1) 課税限度額 3万円 (2) 所得割額の算定割合 100分の0.3 (3) 被保険者均等割額 1,846円 (4) 18歳以上被保険者均等割額 98円</p> <p>2 保険税の減額 (1) 均等割額の軽減基準額の引上げ</p> <table border="1" data-bbox="416 801 1406 1236"> <thead> <tr> <th>軽減割合</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割</td> <td>所得合計が43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯</td> <td>現行どおり</td> </tr> <tr> <td>5割</td> <td>所得合計が43万円 + (30万5千円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯</td> <td>所得合計が43万円 + (31万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>所得合計が43万円 + (56万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯</td> <td>所得合計が43万円 + (57万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 子ども・子育て支援納付金課税に係る軽減措置 子ども・子育て支援納付金課税分の1(3)及び(4)の均等割額について軽減措置を行うこととした。</p> <p>3 その他規定を整備することとした。</p> <p>4 施行期日 令和8年4月1日</p> | 軽減割合 | 現行 | 改定後 | 7割 | 所得合計が43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 | 現行どおり | 5割 | 所得合計が43万円 + (30万5千円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 | 所得合計が43万円 + (31万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 | 2割 | 所得合計が43万円 + (56万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 | 所得合計が43万円 + (57万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 |
|------|---|--|----|-----|----|--------------------------------------|-------|----|--|--|----|--|--|
| 軽減割合 | 現行 | 改定後 | | | | | | | | | | | |
| 7割 | 所得合計が43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 | 現行どおり | | | | | | | | | | | |
| 5割 | 所得合計が43万円 + (30万5千円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 | 所得合計が43万円 + (31万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 | | | | | | | | | | | |
| 2割 | 所得合計が43万円 + (56万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 | 所得合計が43万円 + (57万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 | | | | | | | | | | | |
| 12 | <p>三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 保険料の特例 令和7年度税制改正により、給与所得控除について最低保障額が引き上げられたことに伴い、一部被保険者の所得段階に移動が生じるため、令和8年度分の保険料に限り特例を定めることとした。</p> | | | | | | | | | | | | |

| | |
|----|--|
| | <p>2 施行期日 令和8年4月1日</p> |
| 13 | <p>三鷹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 扶養に係る補償基礎額の加算対象の見直し 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に係る補償基礎額の加算額を廃止することとした。</p> <p>2 施行期日 令和8年4月1日</p> |
| 14 | <p>東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について</p> <hr/> <p>1 保険料軽減のための負担金制度の継続 保険料の軽減措置を引き続き実施するため、令和8年度及び令和9年度の2年間の時限措置として、審査支払手数料相当額、財政安定化基金拠出金相当額、保険料未収金補填分相当額、保険料所得割額減額分相当額及び葬祭費相当額を関係市区町村の一般財源から負担金として支弁することとした。</p> <p>2 施行期日 令和8年4月1日</p> |
| 15 | 令和7年度三鷹市一般会計補正予算（第6号） |
| 16 | 令和7年度三鷹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 17 | 令和8年度三鷹市一般会計予算 |
| 18 | 令和8年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 19 | 令和8年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算 |

| | |
|----|-----------------------|
| 20 | 令和8年度三鷹市介護保険事業特別会計予算 |
| 21 | 令和8年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 22 | 令和8年度三鷹市下水道事業会計予算 |

○ 特記事項

- (1) 三鷹市市税条例の一部を改正する条例
- (2) 監査委員の選任について